

品確法改正を受けた官庁営繕事業に係る設計業務等の取組

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の改正（令和元年6月14日、令和6年6月19日）を受けた、官庁営繕事業に係る設計業務等の取組は以下のとおり。【ポイント：主な項目に対する取組を整理。赤字がR1改正後の取組。】

主な項目	品確法・基本方針・運用指針	官庁営繕の取組
業務発注段階	① 予定価格の適正な設定	○「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」制定（H21.4、R6.1改定）、解説及び周知用パンフレット作成（R7.3）
	② ダumping受注の防止	○「低入札価格調査基準」（R6.4改定）
	③ 履行時期の平準化	○「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」作成（R2.10）
	④ 適正な履行期間の設定	- 適正な履行期間の設定 - 履行時期の平準化と適切な業務発注
	⑤ 適切な入札契約方式の選択と技術的能力の審査	- 原則全ての新築設計業務におけるプロポーザル方式の採用（H6.6～） ○「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（H27.11版、R5.3改定） ○「建築設計業務委託の進め方」作成（H30.5） ○若手技術者の配置促進の取組の試行（R1.7～）
業務履行段階	⑥ 条件明示と適切な変更	○「官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式」制定（H27.3、R3.3改定） ○「建築設計業務等変更ガイドライン（案）」作成（R2.3）
	⑦ 履行状況の確認、受注者との情報共有や協議の迅速化	○「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」作成（R2.10）[再掲] - 手戻り防止のための設計業務プロセス管理 - 業務環境の改善と生産性向上 ○「営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項」公表（R5.3）、事例解説作成（R7.3）
	⑧ 情報通信技術（ICT）を活用した生産性向上	○原則として全ての新築設計業務及び新営工事にEIR（発注者情報要件）を適用、BIMデータを活用した積算業務を試行（R5.4～） ○「官庁営繕事業におけるBIM活用ガイドライン」及び「官庁営繕事業におけるBIM活用実施要領」の改定（R6.3）
発注者間の連携	⑨ 業務実績及び成績評価結果の相互活用	○PUBDISによる業務実績及び成績評価結果のデータベース化と発注者間での情報共有（H7～（評価結果はH24～）） ○成績評価の標準化と評価結果の相互利用の促進（H24～）
	⑩ 発注者の支援	○「発注者支援業務事例集」作成（H19.5、最終更新H30.5） ○「発注者支援業務等業務委託様式事例集」作成（R1.6）

（参考）「学校施設の設計における創意工夫を図るためのプロポーザル方式等の適切な運用について」（R3.8.30総務省、文部科学省、国土交通省）において、「新築や大規模改修など技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務においては、積極的にプロポーザル方式等の導入を検討されたい。」と記載されている。